

議案第62号

守谷市手数料条例の一部を改正する条例

守谷市手数料条例（平成11年守谷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表住民票の部中個人番号カード再発行手数料の項及び同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月30日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
62号	1

提案理由（議案第62号）

提案の理由を申し上げます。

本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、マイナンバーカードの再発行手数料を市の条例により規定する必要性がなくなるため、守谷市手数料条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
62号	2

